

第 5 0 号議案

蒲郡市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

蒲郡市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和 8 年 6 月 1 2 日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

蒲郡市公共下水道事業計画の変更に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

蒲郡市下水道事業の設置等に関する条例（平成３０年蒲郡市条例第２７号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（経営の基本） 第３条 （略） ２ 下水道事業の規模は、次のとおりとする。 （１） 蒲郡処理区 ア 計画処理面積 <u>１，５６３ヘクタール</u> イ 計画処理人口 <u>５万９，９７０人</u> ウ １日最大計画汚水量 <u>２万７，７３９立方メートル</u> （２） 豊川処理区 ア （略） イ 計画処理人口 <u>４，６２０人</u> ウ １日最大計画汚水量 <u>５，４４４立方メートル</u>	（経営の基本） 第３条 （略） ２ 下水道事業の規模は、次のとおりとする。 （１） 蒲郡処理区 ア 計画処理面積 <u>１，５４８ヘクタール</u> イ 計画処理人口 <u>６万４，５８７人</u> ウ １日最大計画汚水量 <u>３万５，１５７立方メートル</u> （２） 豊川処理区 ア （略） イ 計画処理人口 <u>４，６３６人</u> ウ １日最大計画汚水量 <u>８，３１６立方メートル</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。